

第9章 計画の実現に向けて

本計画で位置づけた各種施策の着実な推進にあたっては、計画内容の周知をはじめ、計画の実施、点検、改善していくための方策・体制等を検討し、計画の実現にむけて、以下のように取り組むものとします。

また、本計画の上位・関連計画の改定等が実施された場合や、社会経済情勢の変化等が発生した場合には、その改定等の内容に応じ、本計画に基づく施策についても見直しを検討します。

1. 計画内容の周知・広報

本計画の基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる 魅力的で心地良いとみぐすくの住まい・まちづくり」の実現には、行政だけではなく、市民や事業者が共同して各種取り組みを進める必要があります。

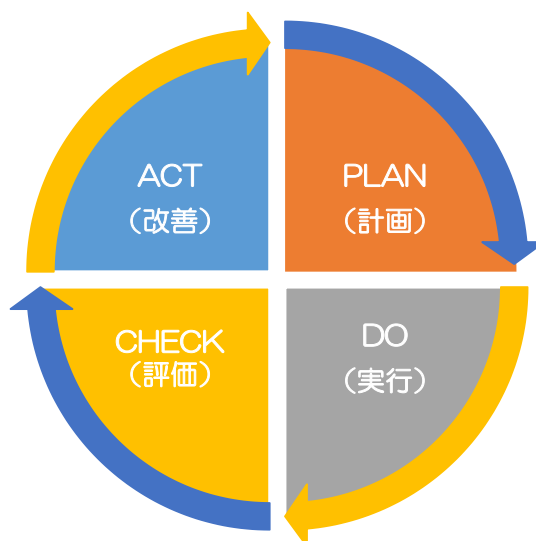
そのため、本計画内容について、市民や事業者、関係機関に対して周知を図るため、本計画の内容と推進施策について、市ホームページや市広報誌への掲載、パンフレットの配布、関係団体への説明など、市民に周知・広報を行います。

2. 計画の進捗管理の仕組みづくり

本計画の実行にあたっては、今後変化する社会情勢や市民ニーズ等を鑑み、必要に応じて施策の展開を見直しながら柔軟に対応することが望まれます。

そこで、計画の着実な推進にあたって、計画作成（P）→各種事業の実行（D）→事業成果の評価（C）→事業内容等の改善（A）→計画の見直し（P）のサイクルを確立し、このPDCA サイクルに基づき成果指標の達成状況や取組の進捗の見直し検討します。

また、必要に応じ概ね5年ごとに計画の見直しを行い、具体的な施策展開に関するアクションプランの検討を行います。



3. 計画推進体制づくり

住生活・住環境の向上にあたっては、都市計画や住宅分野をはじめ、福祉、子育て、環境、地域コミュニティ等、幅広い分野との連携体制により、総合的に施策を推進していく必要があります。

そこで、事業進捗状況や事業成果等を共有する場として、庁内に委員会を設置します。

また、国や沖縄県、研究機関、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県住宅供給公社等、関連する各種機関との連携に努めます。

4. 市民・民間事業者等との連携・協働

前述したとおり、住宅施策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・自治会をはじめとした地域の各種組織・団体の理解と協力が不可欠です。

そこで、建築士会や宅建協会、民間事業者等の関係機関等と、市の住宅施策に基づいた取組みに関する啓発や情報交換などの連携を図ります。

